- ○<u>国土利用計画は</u>、全国計画を基本として、国土利用の基本構想、農用地、宅地等の利用目的区分ごとの基本的な方向、規模の目標、措置の概要等の県土利用の基本方針を定めることとなっている。
- ○<u>土地利用基本計画は</u>、当該区域における都市地域、農業地域、森林地域等の<u>5区域の設定及び土地利用の調整</u>等に関する 事項が定められ、地方公共団体は、<u>当該計画に即して個別規制法に基づき土地利用を誘導</u>してくこととなる。

## 第4次千葉県国土利用計画

県土利用の 基本的な方向性

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の基本目標
- 3 県土利用の基本方針
- 4 県土の利用目的に応じた区分に係る基本的な方向
- 5 県土の利用目的応じた区分ごとの規模の目標
- 6 地域別に目指す方向性 ※ゾーン別に記載

## 第4次千葉県土地利用基本計画

県土利用の誘導のための 具体性を帯びた計画

- 1 土地利用の基本方向
- (1) 県土利用の基本方向
- (2) ゾーン別の土地利用の基本方向
- (3) 5地域区分設定
- (4) 土地利用の原則
- 2 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針
- 3 土地利用基本計画の推進体制
- 4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

## 統合イメージ (主に法定事項を記載)

- ○県土利用の課題及び基本方針
- ○利用目的区分(農用地、森林、宅地等)ごとの基本的な方向
- ○利用目的区分ごとの規模の目標、地域別の概要
- ○上記を達成するために必要な措置の概要
- ○5地域区分(都市地域、農業地域等)ごとの土地利用の原則
- ○地域区分が重複する場合の調整方針

国土利用計画部分

土地利用基本計画部分